

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

(次回期日:平成29年6月13日午前11時30分)

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
外10名  
被告 株式会社ベルカディア

平成29年6月1日

上記原告ら訴訟代理人弁護士	鈴木	尉久
同	富本	和路
同	浦本	真希
同	木村	裕介
同	大橋	慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

## 求釈明申立書(2)

頭書事件につき、原告らは、被告に対し、被告が保管する、平成26年7月30日(原告ひょうご消費者ネットの被告に対する最初の申入書【甲5の1】の送付年月日)から現在に至るまでの間の資料一切に関し、次の

とおり釈明を求める。

## 記

- 1 旅行者と被告の間で締結される旅行契約に関して、両者の中でやり取りされている次の各書類のフォーマット（原本）を書証として提出されたい。
  - (1) 被告が、旅行者から取り付ける申込書及び「イベント参加チケット」（本件契約条項 1 ないし 4 を記載しているもの）等の書類一切。
  - (2) 被告が旅行者に送付している案内状等の書類一切。
- 2 被告が旅行者から取り付けた署名済みの「イベント参加チケット」について、以下の事項を明らかにされたい。
  - (1) 「イベント参加チケット」の管理部署、管理担当者（役職名及び人数）、保管場所及び保管方法。
  - (2) 「イベント参加チケット」の保管期限。
  - (3) 「イベント参加チケット」の保管期限経過後における処分方法。
  - (4) 「イベント参加チケット」の取扱いに関する規定の有無及びその内容。
- 3 被告に対する旅行者からの問合せや申し入れ等に対応する部署（おそらく「M. O. C.（モンベル・アウトドア・チャレンジ）本部事務局」がこれに該当するものと思われる。）の事務に関して、以下の事項を明らかにされたい。
  - (1) 上記部署の正式名称及び運営体制（人数等）。
  - (2) 旅行者からの問合せに対応するためのマニュアル等の存否。なお、存する場合には証拠として提出されたい。
  - (3) ア 上記部署における相談内容についての記録（録音音声等の紙以外の媒体による記録がある場合には当該媒体による記録も含む）の有無。

イ 記録が存するのであればその名称。

ウ 記録の管理部署、管理担当者（役職名及び人数）、保管場所及び保管方法。なお、記録が存する場合には、証拠として提出されたい。

以 上